



弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

URYU & ITOGA <https://uryuitoga.com>

東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号  
アーク森ビル 36階

TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg, 36F 12-32, Akasaka 1-chome  
Minato-ku, Tokyo 107-6036, JAPAN

TEL: 03-5575-8400 FAX: 03-5575-0800

## 民事執行法・民事保全法・破産法等の IT 化

1. はじめに
2. 民事執行法の改正
3. 民事保全法の改正
4. 破産法の改正
5. おわりに

弁護士 三富 貴博

### 1. はじめに

令和5年6月6日、「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」(以下「本改正法案」といいます。)<sup>1</sup>が衆議院において原案どおり可決され、法律として成立しました<sup>2</sup>。

民事訴訟に IT 技術を取り入れるための民事訴訟法等の改正は令和4年に成立しており(令和4年5月25日法律第48号。以下「令和4年民訴法改正」といいます。)、本ニュースレターでも取り上げました(リンクは[こちら](#))<sup>3</sup>が、本改正法案は、民事執行法等においても、民事訴訟法と同様、申立てや口頭弁論等のオンライン化、事件記録の電子化等の改正を行う内容となっています。

本改正法案の提出にあたっては、法務省の法制審議会(民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続(IT化関係)部会。以下「審議会」といいます。)<sup>4</sup>において有識者による議論が行われ、法改正の方向性に関する要綱案(民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続

<sup>1</sup> 本改正法案による改正後の条文等については、法務省ホームページ(リンクは[こちら](#))をご参照ください。

<sup>2</sup> その後、令和5年6月14日に公布されましたが、本記事執筆日時点で施行日は未定です。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2023

の見直しに関する要綱案。以下「要綱案」といいます。リンクは[こちら](#)。)が令和5年1月20日付けで取りまとめられています。

本記事では、民事執行法、民事保全法及び破産法の改正について、本改正法案の主要な内容を、要綱案の内容も参照しつつ概観します<sup>3</sup>。

## 2. 民事執行法の改正

### (1) オンライン申立てについて

#### ア オンライン申立ての導入

本改正法案では、改正民訴法132条の10と平仄を合わせる形で、インターネットによる申立てを可能にするための条文修正がなされています(改正民執法19条の2)。本改正法案の条文では、申立て方法の詳細までは定められていませんが、審議会においては、民事執行法における申立てが定型的であること等を受け、システム上のフォーマットを埋める方式で入力を行うことも議論されており、この点は要綱案でも言及されているため、法改正後の規則整備等の段階において、そのような方式が導入される可能性があります。

#### イ オンライン申立ての一部義務化

本改正法案では、改正民訴法132条の11と平仄を合わせる形で、委任を受けた代理人(弁護士等)などの一部類型については、オンライン申立てが原則として義務化されています(改正民執法19条の3)。

### (2) 事件記録等の電子化について

事件記録はこれまで紙媒体で管理されてきましたが、民事訴訟法と同様、裁判所に提出された書面等については原則として電子的に記録することとされました(改正民執法19条の4、5)。

また、裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書・配当表等についても、これまでは書面で作成することが前提とされてきましたが、要綱案によれば、電磁的記録により作成することとされました<sup>4</sup>。

### (3) 期日におけるウェブ会議・電話会議の利用について

これまで、対面での開催が前提とされてきた以下の期日等について、以下のとおり、ウェブ会議や電話会議の方法により開催できるよう規定が設けられました。

期日の種類	可能な方法	改正民執法の条文	備考
口頭弁論期日	ウェブ	20条	改正民訴法87条の2の準用 *裁判所が相当と認めるときに、当事者の意見を聴いて利用。
審尋期日	ウェブ、電話	20条	改正民訴法87条の2の準用 *裁判所が相当と認めるときに、当事者の意見を聴いて利用。
参考人等の審尋	ウェブ、電話	20条	改正民訴法187条の準用 *裁判所が相当と認めるときは、ウェブ会議により参考人又は当事者を審尋でき、当事者双方に異議がない

<sup>3</sup> なお、本記事においては、本改正法案によって改正される民事執行法、民事保全法及び破産法をそれぞれ「改正民執法」「改正民保法」「改正破産法」と表記するほか、令和4年民訴法改正後の民事訴訟法を「改正民訴法」と表記します。

<sup>4</sup> 裁判書及び調書については、要綱案等に条文構造が明示されていないものの、改正民訴法(それぞれ252条1項、160条1項。)を準用するものと思われます(改正民執法20条)。また、交付計算書(改正民執法84条)、物件明細書(改正民執法62条)、配当表(改正民執法85条)について、電子化に関する規律が設けられました。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2023

			ときは、電話会議により参考人又は当事者を審尋できる。
配当期日	ウェブ、電話	86条	*裁判所が相当と認めるときは、ウェブ会議又は電話会議によることができる。
財産開示期日	ウェブ、電話	199条の2、3	*裁判所が相当と認めるときは、ウェブ会議又は電話会議によることができる(ただし、債務者の陳述については、ウェブ会議の利用に限る等、要件がより厳しく定められている。)

#### (4) 事件記録の閲覧等について

電子化された事件記録の閲覧等について、当該事件に利害関係を有する者は、最高裁判所規則の定めに従い、閲覧、複写(ダウンロード)等<sup>5</sup>を請求できる旨規定が設けられました(改正民訴法17条の2、3)。電子化されていない事件記録については、従来の民事執行法17条の規律が維持され(改正民訴法17条)、請求可能な主体の範囲についても、従来どおり「利害関係を有する者」とされています。

要綱案によれば、閲覧等の具体的な方法等として、以下の規律を設けるとされており、最高裁判所規則の改正により手当てされる見込みです。

- ① 利害関係を有する者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② (事件当事者の)債権者、債務者及び利害関係を有する債権者として閲覧等が認められた者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

#### (5) 送達について

電磁的記録の送達については改正民訴法109条から109条の4までの規定<sup>6</sup>を準用し、公示送達については、改正民訴法111条の規定を準用することとされました(改正民訴法20条)。

#### (6) 債務名義・執行文について

債務名義に基づく強制執行について、従来は債務名義の正本の提出が必要とされてきましたが、電磁的記録による債務名義の場合は、記録事項証明書が必要とされ(改正民訴法25条)、また、債権者が当該債務名義に係る事件を特定するために必要な情報を提供した場合には、記録事項証明書の提出は不要とされています(改正民訴法18条の2)。

執行文付与に関しては特段の規律は設けられず、従前の規律が維持されています。

### 3. 民事保全法の改正

#### (1) オンライン申立てについて

改正民訴法132条の10、11を準用する形で、インターネットによる申立てを可能にするための規律が導入されたほか、委任を受けた代理人等については、オンライン申立てが義務付けられました(改正民保法7条)。

<sup>5</sup> 電子化された事件記録についても、現行法と同様、閲覧、複写(ダウンロード)、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供が認められます(改正民訴法17条の2、3)。

<sup>6</sup> 電磁的記録の送達については、概要、①送達の対象となる電磁的記録(送達すべき電磁的記録)を出力することにより作成した書面の郵送等により行い、②①にかかわらず、送達を受けるべき者がインターネットを用いた方法による送達を受ける旨の届出をしている場合には、送達すべき電磁的記録の閲覧又は記録(ダウンロード)をすることができる状態に置き、送達を受けるべき者に対し、インターネットを用いて、その旨を電子的に通知する方法により、電磁的記録の送達を行うことができるとされています。

## (2) 事件記録等の電子化について

改正民執法 19 条の 4、5 を準用する形で、事件記録を電子化する旨の規律が導入された(改正民保法 46 条)ほか、要綱案によれば、裁判書や調書等についても電磁的記録により作成を行うこと<sup>7</sup>とされました。

## (3) 期日におけるウェブ会議・電話会議の利用について

以下のとおり、改正民訴法を準用する形で、ウェブ会議や電話会議の方法で期日を開催できるよう規定が設けられました。

期日の種類	可能な方法	改正民保法の条文	備考
口頭弁論期日	ウェブ	7 条	改正民訴法 87 条の 2 の準用 *裁判所が相当と認めるときに、当事者の意見を聴いて利用。
審尋期日	ウェブ、電話	7 条	改正民訴法 87 条の 2 の準用 *裁判所が相当と認めるときに、当事者の意見を聴いて利用。
参考人等の審尋	ウェブ、電話	7 条	改正民訴法 187 条の準用 *裁判所が相当と認めるときは、ウェブ会議により参考人又は当事者を審尋でき、当事者双方に異議がないときは、電話会議により参考人又は当事者を審尋できる。

## (4) 事件記録の閲覧等について

電磁的記録の閲覧等について、改正民執法と同様の規律が導入されました(改正民保法 5 条～5 条の 3)<sup>8</sup>。もっとも、民事執行法と異なる点として、改正前と同様、債権者以外の者は(利害関係を有する者であっても)保全命令の申立てに関する口頭弁論又は審尋期日の指定がなされるか、債務者への保全命令の送達がなされるまでは閲覧等の請求ができないとされています(改正民保法 5 条の 4)。

## (5) 送達について

民事執行法と同様、電磁的記録の送達については改正民訴法 109 条から 109 条の 4 までの規定を準用し、公示送達については、改正民訴法 111 条の規定を準用するものとされました(改正民保法 7 条)。

## 4. 破産法の改正

### (1) オンライン申立てについて

改正民訴法 132 条の 10、11 を準用する形で、インターネットによる申立てを可能にするための規律が導入されたほか、委任を受けた代理人(弁護士に限る。)等や破産管財人等については、オンライン申立てが義務付けられました(改正破産法 13 条)。

### (2) 債権届出

債権届出に関しては特段の規律は設けられず、従前の解釈及び運用が維持されています。

<sup>7</sup> 要綱案等に条文構造が明示されていないものの、民事執行法と同様、改正民訴法(252 条 1 項、160 条 1 項)をそれぞれ準用するものと思われます(改正民保法 7 条)。

<sup>8</sup> なお、閲覧等の具体的内容は、民事執行法と同様、最高裁判所規則に委ねられていますが、要綱案によれば、最高裁判所規則の内容についても民事執行法と同様の内容が予定されています。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。



### (3) 事件記録等の電子化について

改正民訴法と同様に、裁判所に提出された書面等を電子化することのほか、裁判書や調書等についても電磁的記録により作成することが定められました<sup>9</sup>。また、破産法独自の規律として、電子破産債権者表の作成(改正破産法 115 条 1 項)が定められました。

### (4) 期日におけるウェブ会議・電話会議の利用について

以下のとおり、ウェブ会議又は電話会議の方法により期日を開催できるよう規定が設けられました。

期日の種類	可能な方法	改正破産法の条文	備考
口頭弁論期日	ウェブ	13 条	改正民訴法 87 条の 2 の準用 *裁判所が相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて利用。
審尋期日	ウェブ、電話	13 条	改正民訴法 87 条の 2 の準用 *裁判所が相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて利用。
参考人等の審尋	ウェブ、電話	13 条	改正民訴法 187 条の準用 *裁判所が相当と認めるときは、ウェブ会議により参考人又は当事者を審尋でき、当事者双方に異議がないときは、電話会議により参考人又は当事者を審尋できる。
債権調査期日	ウェブ	121 条の 2、122 条	*裁判所が相当と認めるときは、ウェブ会議によって、債権調査期日の手続を行うことができる。
債権者集会期日	ウェブ	136 条の 2	*裁判所が相当と認めるときは、ウェブ会議によって、債権者集会期日の手続を行うことができる。

### (5) 事件記録の閲覧等について

電磁的記録の閲覧等について、利害関係人は、改正民訴法と同様の内容(閲覧、複写(ダウンロード)等)を請求することができる旨の規律が導入されました(改正破産法 11 条～11 条の 3)<sup>10</sup>。この点、電磁的記録の閲覧等についても、従来と同様、改正前破産法 11 条 4 項各号所定の者は、当該号に定める手続があるまでは閲覧等の請求をすることができないとされています(改正破産法 11 条の 4)。

### (6) 送達について

電磁的記録の送達については改正民訴法 109 条から 109 条の 4 までの規定を準用し、公示送達については、改正民訴法 111 条の規定を準用するものとされました(改正破産法 13 条)。

## 5. おわりに

民事訴訟をはじめとした民事手続の IT 化については、今後も注視が必要であるといえます。今回ご紹介した内容についても、法改正の成立後に、細かな運用について規則等が定められる

<sup>9</sup> 条文構造は要綱案等に明示されていないものの、改正民訴法(提出書面等の電子化につき、132 条の 12、13。裁判書・調書等の電子化につき 160 条、252 条。)を準用するものと思われます(改正破産法 13 条)。

<sup>10</sup> なお、閲覧等の具体的内容は改正民訴法・改正民保法と同様、最高裁判所規則に委ねられていますが、要綱案によれば、改正民訴法・改正民保法の場合と同様の内容が定められています。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

ほか、実際の運用開始後は、裁判所ごとに具体的な取扱いが定められていくことになると思われますが、実務上は、それらについても引き続き注目することが重要となります。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。  
(<https://uryuitoga.com/form>)

以上

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2023